

「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」 を活用して、ジョブコーチ支援を実施してみませんか？

～ 企業在籍型職場適応援助者によるジョブコーチ支援を行う場合 ～

企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した方が、**職場適応援助者（ジョブコーチ）**として障害者に対する支援を実施する場合に、「**障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）**」を受けることができます。

さらに、支援計画の作成や「ペア支援」など、**地域センター※1との連携により、質の高いジョブコーチ支援が実施できます。**

※1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター



「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」とは？

◆ 事業主が、対象労働者の職場適応のために、地域センターが作成または承認する支援計画で必要と認められたジョブコーチ支援を、企業在籍型職場適応援助者に行わせた場合に助成金を支給します。

◆ 支給額は①と②の合計です。

① 対象労働者1人あたりの月額（下表）に、支援計画に基づく支援を行った月数を掛けた額（最大6か月）

対象労働者		支給額(1人あたり月額)			
障害の種別	雇用形態				
精神障害者	短時間労働者以外の者	中小企業	12万円	中小企業以外	9万円
	短時間労働者※2	中小企業	6万円	中小企業以外	5万円
精神障害者以外	短時間労働者以外の者	中小企業	8万円	中小企業以外	6万円
	短時間労働者※2	中小企業	4万円	中小企業以外	3万円

※2 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同一の雇用保険適用事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満の労働者をいいます。

② 企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その**受講料の1/2の額**

「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」を受けることができる事業主は？

- ◆ 次のいずれも満たすこと必要です。（助成金の詳細条件については、労働局・ハローワークへお問い合わせください）
 - ・ 雇用保険の適用事業主
 - ・ 地域障害者職業センターが作成または承認する支援計画書に基づき企業在籍型ジョブコーチに支援対象労働者の支援を行わせる事業主

一人の企業在籍型ジョブコーチが支援できる人数は？

◆ 複数の障害者を支援していても問題はありません。
ただし、支給対象期間に本助成金など（※）の支給対象者として支援している障害者が4人以上いる場合は、助成金の支給はされません。

※ 障害者雇用安定助成金（企業在籍型職場適応援助者による援助）、企業在籍型職場適応援助促進助成金、障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）（職場支援員の配置の措置に限る）、障害者職場定着支援奨励金、重度知的・精神障害者職場定着支援奨励金、業務遂行援助者の配置助成金を指します。

◆ 支給要件や手続きの詳細は、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。



1 企業在籍型職場適応援助者養成研修 修了

2 地域センターとの事前打ち合わせ

- ◆ 「支援予定の対象労働者などの状況」「支援計画の作成」「今後の連携」を中心に打ち合わせます。

3 支援計画の作成・承認

- ◆ 次の①～④の支援内容について検討し、支援計画書を作成します。
 - ① 対象労働者・家族に対する支援
 - ② 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
 - ③ 関係機関との調整
 - ④ その他の支援

- ◆ 1回の支援計画は最長6か月です。
- ◆ 作成した支援計画書を地域センターへ提出し、承認を受けます。

4 ジョブコーチ支援の開始

- ◆ 1か月あたり平均で5回以上、支援計画に基づいて支援します。

5 受給資格認定申請／支給申請



支援計画は、地域センターが作成または承認します

地域センターが作成または承認した支援計画に基づいて支援を行うので、**ジョブコーチとしての専門的な支援を提供することができます。**

支援計画作成前に、事前の打ち合わせを行いますので、余裕をもって**地域センターにご相談ください。**



初めての支援は「ペア支援」※2

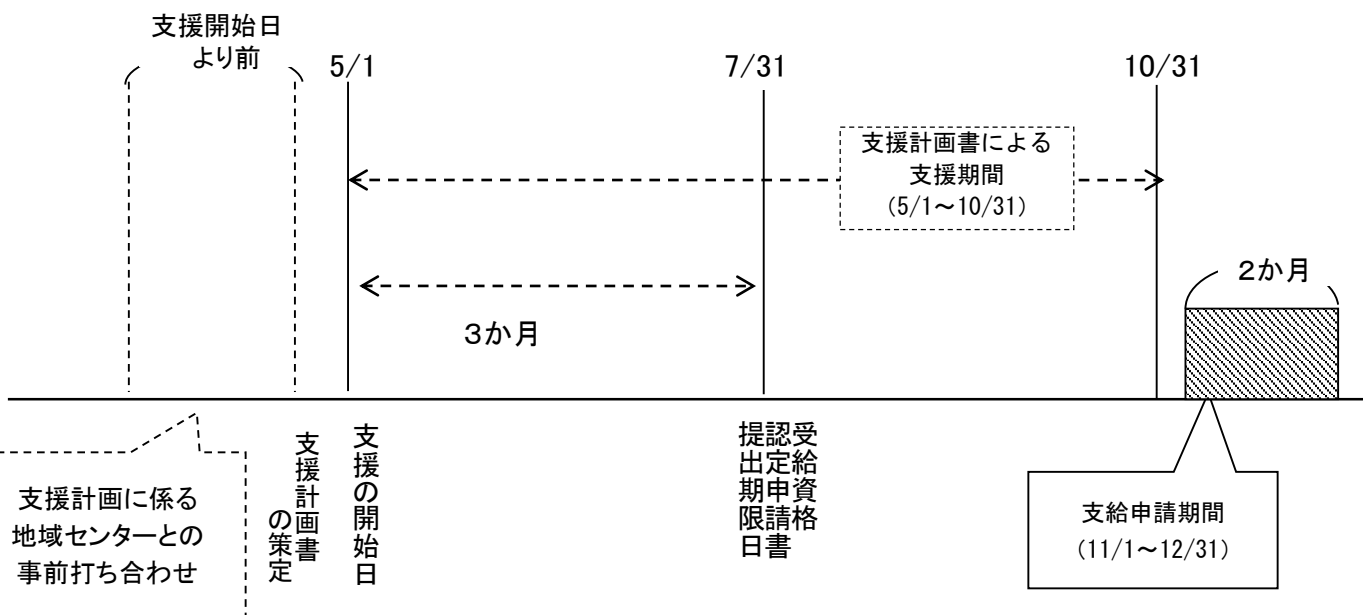
養成研修修了後、初めて行う支援は、原則として地域センターのジョブコーチとともに支援を行います。

ジョブコーチとしての経験が十分にある方とペアで支援するため、**ノウハウを習得することができ、また、困ったことがあっても相談しながら進めることができます。**

※2 地域センターが、障害者に対する就労支援経験が十分であると認める場合はこの限りではありません。



◆具体的な受給手続きの流れ【5月1日に支援を開始し、6か月間の支援を行った場合】



- ・ 支援計画書を作成し、地域障害者職業センターの承認を受けた後、支援計画書に基づき、1月あたり5回以上の支援を行ってください。
- ・ 支援計画書の支援開始日から3ヶ月以内に、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークに申請してください。
- ・ 受給資格があることが確認された場合は、支援計画書による支援期間の終了日の翌日から2ヶ月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて、支給申請をします。

◆ 支給要件や手続きの詳細は、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。